



# 消費生活センターだより

■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会 ■問い合わせ 稲城市市民協働課 TEL378-2111(内線 272)

## 開催報告！消費者講座

### 第二文化センターまつりで啓発活動を行いました！



3月10日(土)に第二文化センターまつりで消費者啓発活動を行いました。消費生活相

談員が消費に関わるクイズを出題し、参加者に消費行動を見直してもらう機会となりました。

また、消費生活センター運営協議会では、来場者の方々にアンケートを行い、「はい」か「いいえ」で回答していただきました。質問のうちの一つ「環境に配慮した商品を購入していますか？」に対しては、「いい



エコマーク

え」と答えた方がおよそ3分の1いらっしゃいました。環境に配慮した商品とは、処分時に有害物質や不燃物質が少ないものです。エコマークは、様々な商品(製品およびサー

ビス)の中で、「生産」から「廃棄」まで全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品)につ

けられる環境ラベルです。環境にも意識した商品選択を行うようにしましょう。



### 大人のための社会科見学 ～弓削多醤油工場・加藤牧場見学～

食の安全について考えることを目的に、3月2日(金)に開催しました。

醤油工場では国内産有機大豆を使用し、早く発酵させるための薬品は使用せず、大きな樽で



1年以上自然発酵させることなどを見学しました。

牧場では180頭ほどの牛が飼育されており、暑い夏でもストレスを感じないように牛舎天井からミストが出る設備を見学しました。その後はバター作り体験。牛乳瓶の中に30gの生クリームが入ったものをひたすら振ると、しばらくして固まってきました。その後も振り続けると完全に液体と固体に分かれ、無塩バターのできあがり。食パンに塗っていただきました。

稲城市消費生活センター運営協議会では、市との共催により、消費生活に役立つ講座を実施しています(平成29年度は6回実施)。広報いなぎや消費生活センターだよりでお知らせしていきますので、是非ご参加ください。



## 消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきにご注意!

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきに関する相談が各地で寄せられています。

### 事例 1

消費生活センターから、「あなたの個人情報が出ています。削除しますか?」という電話がかかってきた。

### 事例 2

消費生活相談センターから、「未納金があります」と書かれたはがきが自宅に届いた。

### <アドバイス>

☆消費生活センターは、**消費生活センターに相談したことの無い方に電話をかけたり、はがきを送ったりすることはありません。**

☆消費生活センターの相談料は無料であり、どのような名目でも消費生活センターから消費者の皆様**にお金を請求することは絶対にありません。**

☆連絡してきたのが本物の消費生活センターなのか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やはがきで指定された電話番号ではなく、**①** 稲城市消費生活センターや消費者ホットライン「188」番（局番なし）にお電話ください。（消費者庁 HP より）



## 若者をターゲットとした悪質な勧誘にご注意!

### 「必ず儲かる」ことはありません!

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、カフェなどで、「楽しんで稼げる」「儲かっている」などと言われ、学生ローンで借金をして契約させる連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」）の消費者トラブルが発生しています。

トラブルに遭わないために、注意すべきポイントは…。

### ①友人からの誘いでも、はっきり NO!

親しい人からの誘いだからと安易に出かけていくと、見知らぬ事業者を紹介され断りづらい状況に。何の話かきちんと確認し、不要なときははっきり断りましょう。

### ②「必ず儲かる」「楽しんで稼げる」ことはありません!

悪質な事業者は上記のような甘い話をしますが「必ず儲かる」ことはありません。断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

### ③「内緒」と「借金して契約」には要注意!

悪質事業者は「親や周りには内緒に」と言って契約させようとします。親などに必ず相談しましょう。

「お金がない」と断っても、「このビジネスの儲けで借金は返せる」などと勧めてきます。ただちに断りましょう。

### ④友人を紹介すると、関係が壊れます!

紹介料を得るために別の友人を紹介すると、大切な友人関係が壊れてしまいます。

また、新たな消費者問題が発生してしまいます。

### ⑤断りきれず契約してしまったらすぐ相談

消費生活センターや局番なしの「188（いやや）」へご相談ください。契約後 20 日以内ならクーリング・オフが可能です。（消費者庁 HP より）



クーリング・オフなど契約に関する相談は…

**稲城市消費生活センター**

**相談電話 042-378-3738**

月～金曜日 午前 9 時 30 分～正午、  
午後 1 時～3 時 30 分